

「第12次京都府交通安全計画」策定に係る京都府交通安全対策会議傍聴要領

京都府安心・安全まちづくり推進課

「第12次京都府交通安全計画」策定に係る京都府交通安全対策会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する者に対し、下記のとおり、手続等を定め、傍聴を許可することとします。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、開催日前日の午後5時までに、京都府文化生活部安心・安全まちづくり推進課あて、Eメール又はファクシミリにより申し込みをしてください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順としますので、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 傍聴会場へ入場の際、酒気を帯びていると認められる場合や他人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している場合は、入場することができません。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議の傍聴に当たり、次の事項を厳守してください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、各委員の意見に対し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 会議開催中に談話をすることや騒ぎ立てること等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議開催中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

4 その他

不明な点があれば係員にお聞きください。